

田上町下水道事業経営戦略

令和3年3月

田 上 町

目 次

第1章	下水道事業の概要	
(1)	行政人口と需要	1
(2)	下水道事業の現況	1
(3)	民間活力の活用等	2
(4)	経営比較分析表を活用した現状分析	2
第2章	将来の事業環境	
(1)	処理区域内人口の予測	4
(2)	有収水量の予測	4
(3)	使用料収入の見通し	5
(4)	施設の見通し	5
(5)	組織の見通し	5
第3章	経営の基本方針	
(1)	下水道事業を実施する意義	6
(2)	適切で計画的な事業執行	6
(3)	効率的な事業執行	6
第4章	投資・財政計画（収支計画）	
	○投資・財政計画	
	下水道事業	6
(1)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
	①投資についての説明	9
	②財源についての説明	9
	③投資以外の経費についての説明	11
(2)	今後検討予定の取組の概要	
	①今後の投資についての考え方・検討状況	11
	②今後の財源についての考え方・検討状況	11
	③投資以外の経費についての考え方・検討状況	12
第5章	効率化・経営健全化への取組	
(1)	組織、人材、定数に関する事項	13

(2) 広域化に関する事項	13
(3) 資金不足比率の見直しに関する事項	14
(4) 資金管理・調達に関する事項	14
(5) 情報公開に関する事項	14
第6章 経営戦略の事後検証、更新等	14

田上町下水道事業経営戦略

新潟県田上町
下水道事業特別会計

第1章 下水道事業の概要

(1) 行政人口と需要

当町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計において、令和元年度末 11,490 人から令和 12 年には 9,904 人となる見込みです。令和元年度末における下水道の整備区域人口及び処理人口はそれぞれ 2,829 人、2,825 人で普及率は 24.6%です。また、水洗化人口は 2,623 人で水洗化率は 92.8%となっております。

有収水量については、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、住民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増収は見込めない状況です。また、大口の利用者については、社会的情勢や景気に影響されるところもあり、その動向を注視していく必要があります。

(2) 下水道事業の現況

当該事業は昭和 63 年 3 月に供用を開始した田上処理区（田上処理分区 特定環境保全公共下水道）と、現在未供用の田上処理区（田上中央処理分区 公共下水道）の 2 事業で運営を行っています。

今後は、公共下水道の整備を進める一方で、特定環境保全公共下水道の田上終末処理場の老朽化対策を実施していく必要があります。これらを滞りなく実施していくためには、今後も財政的に多額の支出が必要となることを見込まれますが、未普及地域の管渠整備の拡大に先行して雨水対策を実施することから、収入面において、有収水量の増加が見込めず、使用料収益の増収は期待できません。今後、事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(3) 民間活力の活用等

供用開始当初より、施設維持管理業務、消防施設保守点検業務、電気設備点検業務、水質検査業務、脱水ケーキ収集運搬業務等、出来る限りの業務を委託しており、経費の節減を図っています。町内の各施設（下水道施設以外）で同様に行っている点検業務等を各課での個別発注から総務課による一括発注に切り替えるなど、施設運営経費の削減に努めてきました。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析 (別紙)

令和 2 年度に策定・公表した令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能です。

なお、公共下水道分に関しましては未供用であるため策定していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

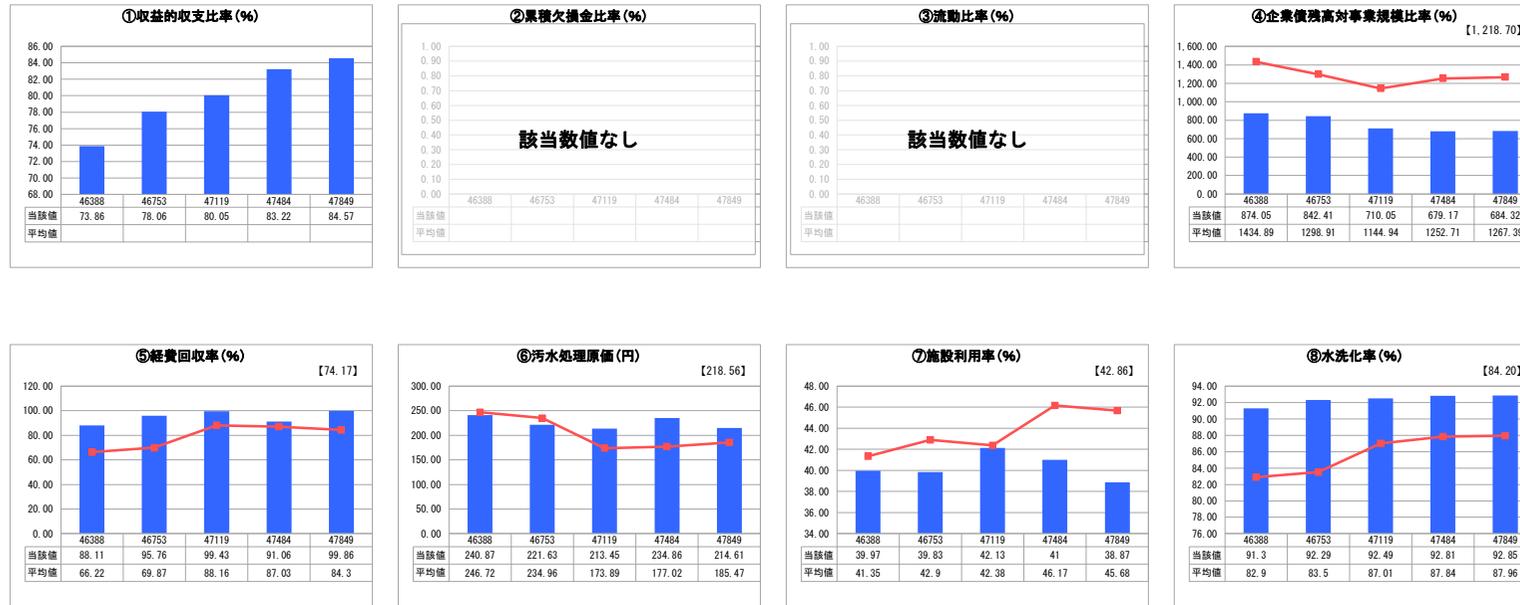
新潟県 田上町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	24.59	80.87	3,630

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,566	31.71	364.74
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,825	1.09	2,591.74

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

単年度の収支を示す収益的収支比率については、直近5年において右肩上がりとなっており改善傾向に見られるが、これは地方債償還金が順次完済されていることによるものと考えられる。使用料収入については、平成26年4月1日の消費税率の改定により使用料単価が消費税率分(3%)上がっているにも関わらず減少しており、今後も人口減少や住民の節水志向により減少していくことが見込まれる。

企業債残高は類似団体平均と比較して低いが、現在実施している汚水処理施設の改築更新事業による借入金が増加していくことになる。しかしながら、汚水処理施設建設時に借入れた債務が順次完済されるため、企業債残高は一定の水準で推移していくと考えられる。

経費回収率は100%を下回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄えていないが、類似団体平均と比較すると高く、料金水準も高い。接続率は92.85%と高く今後も大幅な増収は見込めないため、より一層汚水処理費の縮減に努め、それでもなお汚水処理費用を使用料収入で賄えない場合は施設の運転方法の見直しや使用料改定を含め検討していかなければならない。

2. 老朽化の状況について

下水道施設については、供用開始から32年経過しており、汚水処理施設の老朽化が著しい。近年、修繕料などの維持管理費は増加傾向にあり、汚水処理原価は増加していくことが予想される。そのため平成25年度に処理施設の長寿命化計画を策定し、平成26年度から改築更新事業に着手している。

汚水管渠施設については、汚水処理施設と同様に供用開始から32年経過しているが、順次管渠内のカメラ調査を実施しており、不具合箇所の修繕を実施している。現在大きな不具合は発生していない。

2. 老朽化の状況



全体総括

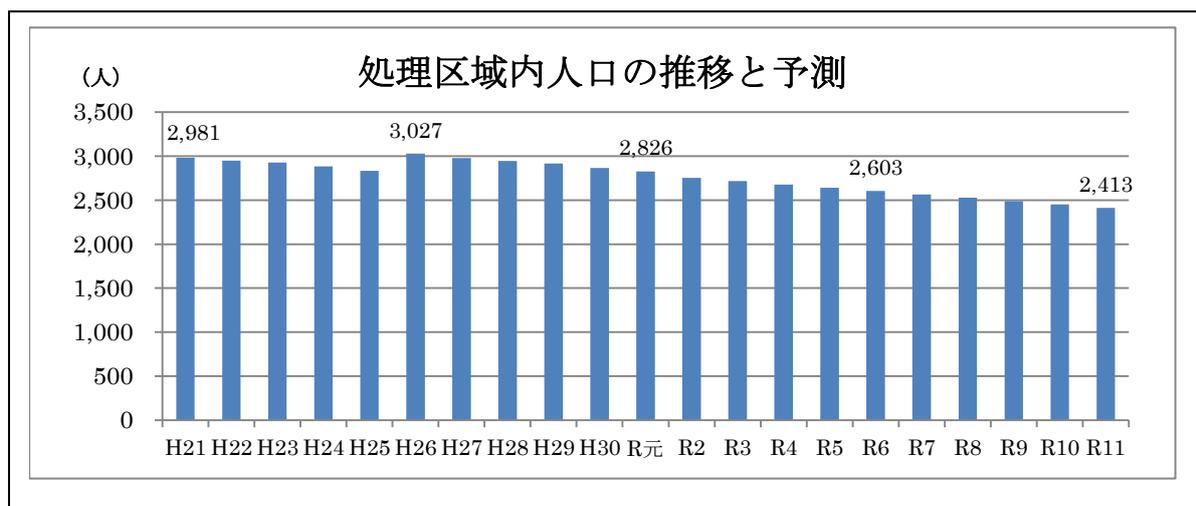
水洗化率は類似団体平均と比較して高い水準であるが、使用料収入については今後の人口減少、住民の節水志向に伴い、今後も減少していくことが予想される。処理施設の老朽化のため、長寿命化計画に基づき改築更新事業を実施しているが、改築更新事業には多額の費用がかかり、その借入金の償還が多く、経営を圧迫している。これまで減少傾向であった企業債残高が改築更新事業の開始に伴い一定の水準で推移していくと考えられることから、より一層、維持管理の節減に努めなければならない。また、施設利用率については、建設当時の行政人口、観光人口の伸びを見込んで処理能力を決定していたが、昨今の人口減少や節水志向により低下している。この処理区はすでに面整備が完了しているため、他処理区の面整備を進め、その汚水を取り込むことで施設の有効利用を図ってきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

第2章 将来の事業環境

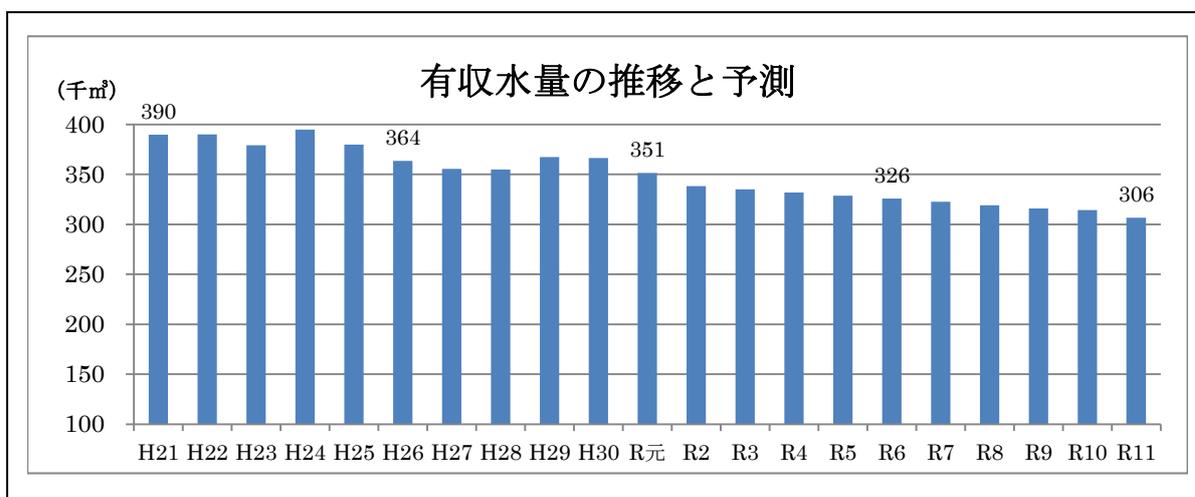
(1) 処理区域内人口の予測

下水道処理区域内の人口を過去10年間の推移を見ると平成26年度に区域の見直しにより一旦増加した以外は減少傾向にあり、この傾向が今後10年間も引き続き見込まれるため令和11年度においては2,413人と令和元年度と比較し413人減少するものと予測します。



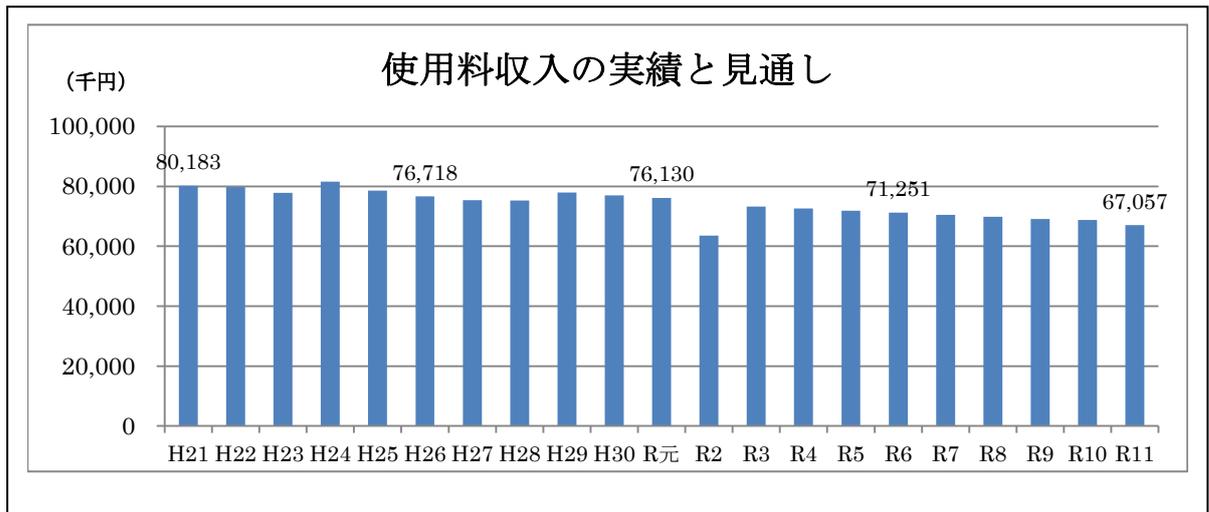
(2) 有収水量の予測

過去10年間の有収水量は、年度によって増減はあるものの、全体的に減少傾向にあり、今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、引き続き減少傾向が続くと見込まれるため令和11年度においては306千 m^3 と令和元年度末と比較し45千 m^3 減少するものと予測します。



(3) 使用料収入の見通し

令和元年度の使用料収入は 76,130 千円となっていますが、今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量の減少と比例して料金収入も減少していくものと見込まれるため令和 11 年度においては 67,057 千円と令和元年度と比較し 9,073 千円減少するものと予測します。



(4) 施設の見通し

田上終末処理場は供用開始より 33 年経過し令和 2 年度までは長寿命化計画により処理施設の改築更新を行ってきました。令和 3 年度からは、ストックマネジメント計画の策定に取り組み、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していきます。

(5) 組織の見通し

下水道事業を担当する職員数は令和 2 年度現在 3 名となっております。今後は、下水道の有収水量、使用料収入共に減少傾向であるが、施設更新や修繕などの業務が増えることが予想されるため、少なくとも現状程度の職員数が必要です。

第3章 経営の基本方針

(1) 下水道事業を実施する意義

地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することは、周辺地域の生活環境を改善し、汚水等を処理したのちに河川等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されます。下水道事業は地域住民の快適で衛生的な生活を確保するために必要不可欠なサービスであり、安定的かつ継続的に提供することが必要です。また、当該事業は施設の建設に巨額な資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できません。さらに日常の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要性があると考えます。

田上町下水道事業は、「生活環境の改善、公共用水域の水質保全」を基本理念とし、加入率の向上と快適な生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図ります。また、老朽化に伴う設備等の改築更新を含めた修繕等を効果的に行いながら、下水道施設の適正な維持管理に努め、安心して安全な暮らしの実現を目指していきます。

(2) 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還金）の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。

(3) 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、業務効率を図りつつ、将来的にはより包括的な民間委託等により効率的な民間活用について検討していきます。

第4章 投資・財政計画（収支計画） （別紙）

投資・財政計画(下水道)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)		245,141	233,022	237,694	260,587	241,016	229,814	216,650	217,859	223,339	219,746	211,908	204,046	
		(1) 営 業 収 益 (B)		108,193	107,321	94,741	104,504	103,813	103,117	102,442	101,736	101,026	100,067	95,939	90,508	
		ア 料 金 収 入		77,002	76,130	63,550	73,313	72,622	71,926	71,251	70,545	69,835	69,095	68,752	67,057	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他		31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	31,191	30,972	27,187	23,451
		(2) 営 業 外 収 益		136,948	125,701	142,953	156,083	137,203	126,697	114,208	116,123	122,313	119,679	115,969	113,538	
		ア 他 会 計 繰 入 金		136,948	125,326	125,327	137,331	137,203	126,697	114,008	116,123	122,313	119,679	115,969	113,538	
	イ そ の 他			375	17,626	18,752			200							
	収益的支出	2 総 費 用 (D)		113,292	100,233	104,062	107,092	107,273	104,725	102,924	101,802	100,798	99,926	98,985	98,201	
		(1) 営 業 費 用		84,562	76,230	84,117	89,966	93,097	93,183	93,269	93,356	93,442	93,528	93,615	93,701	
		ア 職 員 給 与 費		4,562	4,737	5,372	5,496	5,496	5,496	5,496	5,496	5,496	5,496	5,496	5,496	
		うち 退 職 手 当														
		イ そ の 他		80,000	71,493	78,745	84,470	87,601	87,687	87,773	87,860	87,946	88,032	88,119	88,205	
		(2) 営 業 外 費 用		28,730	24,003	19,945	17,126	14,176	11,542	9,655	8,446	7,356	6,398	5,370	4,500	
ア 支 払 利 息			6,303	5,843	5,374	4,897	4,410	3,914	3,409	2,894	2,369	1,834	1,312	852		
うち 一 時 借 入 金 利 息		22,427	18,160	14,571	12,229	9,766	7,628	6,246	5,552	4,987	4,564	4,058	3,648			
イ そ の 他			7													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		131,849	132,789	133,632	153,495	133,743	125,089	113,726	116,057	122,541	119,820	112,923	105,845			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)		212,758	612,732	591,596	70,053	95,521	77,979	192,704	242,365	213,785	168,107	315,878	49,059	
		(1) 地 方 債		120,100	334,000	316,100	21,200	14,400	19,600	82,100	95,000	86,500	56,000	125,000	5,000	
		資本 費 平 準 化 債		44,000	38,000	24,000	15,000	5,000								
		(2) 他 会 計 補 助 金		26,630	25,022	17,823	31,253	63,521	53,379	28,504	52,365	40,785	56,107	65,878	39,059	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		65,963	253,075	254,515	17,600	17,600	5,000	82,100	95,000	86,500	56,000	125,000	5,000	
	(6) 工 事 負 担 金		65	140	78											
	(7) そ の 他			495	3,080											
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)		347,988	744,704	734,215	220,969	229,264	203,068	306,430	358,422	336,326	287,927	428,801	154,904	
		(1) 建 設 改 良 費		164,363	566,998	568,629	60,937	78,297	68,251	181,504	225,077	191,995	146,138	294,284	27,560	
		うち 職 員 給 与 費		3,518	13,274	14,919	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		183,625	177,706	165,586	160,032	150,967	134,817	124,926	133,345	144,331	141,789	134,517	127,344	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-135,230	-131,972	-142,619	-150,916	-133,743	-125,089	-113,726	-116,057	-122,541	-119,820	-112,923	-105,845			

投資・財政計画(下水道)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	-3,381	817	-8,987	2,579								
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	12,472	9,091	9,908	921	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,091	9,908	921	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	9,091	9,908	921	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	82.6	83.8	88.1	97.6	93.3	95.9	95.1	92.6	91.1	90.9	90.8	90.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	108,193	107,321	94,741	104,504	103,813	103,117	102,442	101,736	101,026	100,067	95,939	90,508
地方財政法による 資金不足比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	109,747	108,194	107,321	94,741	104,504	103,813	103,117	102,442	101,736	101,026	100,067	95,939
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	1,757,663	1,914,357	2,041,454	1,903,790	1,768,394	1,654,352	1,612,704	1,575,541	1,518,896	1,434,297	1,425,972	1,304,824

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		168,139	156,517	156,518	168,522	168,394	157,888	145,199	147,314	153,504	150,651	143,156	136,989
うち基準内繰入金		150,208	156,410	135,945	155,812	154,993	143,791	130,427	131,836	137,316	133,723	125,885	118,023
うち基準外繰入金		17,931	107	20,573	12,710	13,401	14,097	14,772	15,478	16,188	16,928	17,271	18,966
資本的収支分		26,630	25,022	17,823	31,253	63,521	53,379	28,504	52,365	40,785	56,107	65,878	39,059
うち基準内繰入金		5,424	4,899	4,288	3,867	2,627		1,067	1,573	1,579	1,585	1,589	1,596
うち基準外繰入金		21,206	20,123	13,535	27,386	60,894	53,379	27,437	50,792	39,206	54,522	64,289	37,463
合 計		194,769	181,539	174,341	199,775	231,915	211,267	173,703	199,679	194,289	206,758	209,034	176,048

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①投資についての説明

○目標「財政状況に配慮しつつ、ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持管理に必要となる投資を計画的に実施する」
補助事業について、雨水対策工事は概ね 4～5 年の完了目標、また、田上終末処理場の改築更新工事は、令和 2 年度において、電気・機械・計装設備の工事が完了し、令和 3 年度以降にストックマネジメント計画の策定とそれに基づいた改築更新等をその他の下水処理施設を含め実施していく予定です。その他の事業としては、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて公営企業会計移行の準備を進め、令和 6 年度から公営企業会計を適用します。

【田上処理区（田上中央処理分区 公共下水道）】

下水道未普及であります。近年の豪雨対策として、雨水事業を先行して行います。投資内容は、雨水対策による管渠整備・雨水流出抑制施設の設置が主なものとなります。

【田上処理区（田上処理分区 特定環境保全公共下水道）】

田上終末処理場は供用開始から 33 年が経過しており、経年劣化が著しい状態です。そのため、平成 25 年、国の下水道長寿命化支援制度に基づき策定された田上終末処理場長寿命化計画により、平成 27 年度から改築更新工事を実施しています。今後 10 年間の投資内容はストックマネジメント計画の策定とそれに基づいた下水処理施設の改築更新等が主なものとなります。

②財源についての説明

○目標「経費削減と計画的に修繕等を行いながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指す」
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を見込んでおり、また、一般会計からの繰入を極力減らすため、下水道使用料の収納率の向上に努めます。

【収益的収入】

主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

使用料収入については、田上処理分区において面整備が完了しており、大幅な水洗化人口の増加は見込めないと考えられます。田上中央処理分区においては面整備が完了しておりませんが、雨水対策を先行するため、使用料の増収にはつながらず、下水道事業全体として、節水志向や今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しています。なお、使用料の改定については、近隣市町村及び類似団体と比較して高い傾向にあり、料金水準は著しく低くはありませんが、近隣市町村等の動向や町全体と下水道事業の財政状況に応じ改定を検討していく必要があります。

また、一般会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、維持管理費へ一般会計から基準外の繰入を行う見込みです。基準外の繰入については、維持管理費の縮減に努め、必要以上の繰入を行わないこととしています。

【資本的収入】

令和 2 年度に長寿命化計画に基づく改築更新工事が完了し、今後はストックマネジメント計画の策定及びストックマネジメント計画に基づく改築更新等を実施していく予定です。財源については国土交通省の「社会資本総合整備事業」による国庫補助金を事業費の 1/2 程度見込んでいるほか、更新事業については、残りを地方債の借入れ等により財源確保する見込みです。また、公営企業会計移行業務の財源につきましては、公営企業会計適用債を事業費に対し 100% 充当し、資本費平準化債については、今後の事業債の発行予定を加味して発行可能額を算定し、計上しています。人件費等単独事業については基準外繰入金を見込んでいます。

③投資以外の経費についての説明

田上町下水道事業全体計画見直しによる資料に基づき、人件費及び既存管渠（マンホールポンプ含む）等についての物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとししました。動力費、薬品費、修繕費に関しては、令和2年度は予算ベースで算定し、以降は過去2年間の平均から費用を算出しました。

(2) 今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

【広域化・共同化・最適化に関する事項】

当町の下水道は供用開始している田上処理区（田上処理分区 特定環境保全公共下水道）においては処理施設の老朽化により改築更新工事を開始しています。未供用の田上処理区（田上中央処理分区 公共下水道）においては処理施設の建設には至っておりません。今後、人口減少や住民の節水志向により流入水量の減少が見込まれることから、新たな処理施設の建設は行わず、公共下水道区域の管渠整備を町民の意向と町の財政状況を踏まえ検討していきます。

【投資の平準化に関する事項】

国等の支援制度を積極的に活用し、地方債発行額を極力抑えるとともに、毎年度建設改良費の事業内容を精査し、施設等の適正な機能を保つため計画的に改築更新等を行います。

【民間活力の活用に関する事項】

実施設計や施工監理等、民間企業へ委託しています。今後についても可能な限り民間企業へ委託し、コストの縮減に努めます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

【使用料の見直しに関する事項】

料金の改定は一般的に2年から4年が適当とされておりますが、当

町においてはこの期間内での見直しは難しく、平成 17 年度から改定を行っておりません。今後は処理区域内の人口減少や住民の節水志向などによる使用水量の減少に伴い使用料の増収は難しいと考えております。料金水準は近隣市町村や類似団体と比較して高い傾向にあり、著しく低い水準ではないため、使用料改定については現在検討していませんが、今後、施設の経年劣化による維持管理費の増加も見込まれることから、必要性、実施時期について慎重に検討していく必要があります。

【資産の活用による収入増加の取組】

現在、資源の有効利用として、下水処理の過程で発生する汚泥の再利用を民間を通じて行っておりますが、収入増加には至っていません。今後、収入増加につながる取組を検討していく必要があります。

【その他の取組】

下水道使用料の収納率向上を図る為、平成 20 年度より滞納整理嘱託員を採用し、個別訪問を中心とした滞納整理業務を行っております。一定の効果が得られており、今後も引き続き嘱託員を活用し、収納率の向上に努めます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

【民間活力の活用に関する事項】

処理場やマンホールポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から出来る限りの業務を民間企業に委託し、経費の節減を図っていますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は、全て町職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っております。今後は、これらの機器の修繕や更新等も含めた、より包括的な委託の検討を行い、適正な管理監督の下、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意し、民間委託の推進に努めます。

【職員給与費に関する事項】

職員数においては、町の収入改革プランに沿って平成 12 年度以降、人員配置の見直しを行ってきました。当該事業においては雨水対策事業の推進による事業量の増加に伴い、平成 29 年度に 2 名から 3 名としましたが、今後の業務量に応じ、適正な人員配置を行っていく必要があります。

【動力費・薬品費・修繕費・委託費に関する事項】

管渠及び処理施設の老朽化により、修繕費、委託費については近年、増加傾向にありましたが、処理施設に関して、現在、改築更新工事が一旦完了したため、今後は効率的な機械運転が期待されます。管渠に関しては、順次カメラ調査を実施し、その都度不具合箇所の修繕を行っており、今後も大規模修繕とならないように努めます。

第 5 章 効率化・経営健全化への取組

(1) 組織、人材、定数に関する事項

事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。

また、慣例に捕らわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

(2) 広域化に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した管渠等の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持していくことは困難となることが想定されます。平成 25 年度の田上町下水道事業全体計画見直しにより、町内すべての汚水を集め、処理することが経済性及び初期投資において最も安価であったことから、将来的には他処理区の処理場の統廃合を行い、効率的な施設運営を目指します。

(3) 資金不足比率の見直しに関する事項

令和元年度決算時点においては、地方財政法に定める資金不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めていきます。

(4) 資金管理・調達に関する事項

国庫補助金、企業債、一般会計繰入金等の資金を確実に調達し、資金不足が生じることのないように計画的な資金管理に努めます。また、使用料収入を確保するため未収金対策に努めます。

(5) 情報公開に関する事項

事業概要や業務予定量等について、町ホームページや広報誌等で情報公開し、経営の透明性の確保を図るとともに、町民が理解しやすい情報の提供に努めます。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の間時である令和7年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は事業手法の見直し等について改めて検討します。